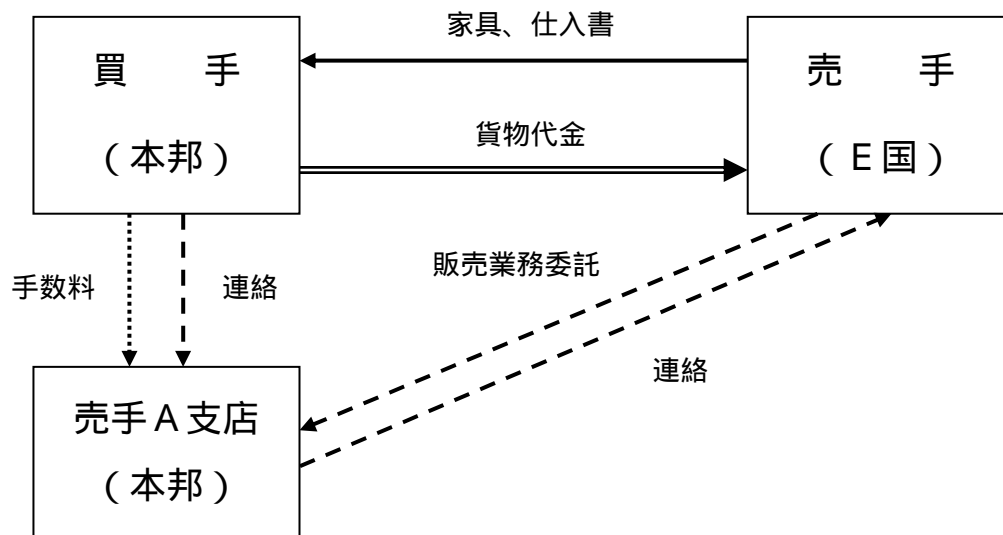


3. 本邦に所在する売手の支店に対して支払う手数料



【照会要旨】

当社（買手）は、売手から家具を購入（輸入）します。

当社は、売手との合意に基づき、輸入貨物の発注等の輸入取引に必要な連絡のすべてを、売手の本邦支店であるA支店を通じて行います。これは、A支店が売手に代わって輸入貨物の販売業務を行っていることによるものであり、当社は、その業務の対価として仕入書価格の2%の手数料をA支店に支払います。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社がA支店に支払う手数料の額を、現実支払価格に加算する必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引において貴社がA支店に支払う手数料は、輸入貨物の輸入取引に係る「仲介料その他の手数料」に該当し、現実支払価格に加算する必要があります。

（理由）

輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される手数料のうち、「仲介料その他の手数料（買付けに関し買手を代理する者に対し、その買付けに係る業務の対価として支払われるもの（買付手数料）を除く。）」は、輸入貨物の現実支払価格に加算することとされています。

また、「仲介料その他の手数料」とは、輸入取引に関して業務を行う者に対し買手が支払う手数料をいい、「輸入貨物の売手による販売に関し当該売手に代わり業務を行う者に対し買手が支払う手数料」は、これに該当することとされています。

上記の取引において、A支店は売手に代わって「輸入貨物の販売のための業務」を行っており、その業務を行うA支店に対して貴社（買手）が支払う手数料は、輸入貨物の輸入取引に関する「仲介料その他の手数料」と認められます。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第2号イ

関税定率法基本通達4-9(1)、(2)ロ

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)